

大和証券総合取引約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>2-2. 反社会的勢力でないこと並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与を行わないことの確約</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客様が、当社のサービスの利用を申込み場合、当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合又は当社のサービスを利用する場合は、次に掲げる事項を確約いただきます。当社に預け入れようとする資金についてお客様が①を確約いただけない場合、もしくはお客様が、②又は③のいずれかに該当する行為をした場合には、取引が停止され、又は通知により口座は解約されます。また、当社は、これにより生じたお客様の損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>① 当社に預け入れようとする資金が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>4. 共通番号の届出</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>2-2. 反社会的勢力でないこと並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与を行わないことの確約</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様が、当社のサービスの利用を申込み場合、当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合又は当社のサービスを利用する場合は、次に掲げる事項を確約いただきます。<u>この確約に違反していると相当の事由をもって当社が判断した場合には、取引又はサービスの提供が停止され、又は通知により口座は解約されます。また、当社は、これにより生じたお客様の損害について、その責を負わないものとします。</u></p> <p>① 当社に預け入れようとする資金が、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」（以下、「犯罪による収益」といいます。）に該当しないこと。</u></p> <p>② <u>犯罪による収益を生じさせる犯罪行為、犯罪による収益の収受に繋がる犯罪行為、又は犯罪による収益を提供する犯罪行為を行って</u>おらず、かつ行わないこと。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ 日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>4. 共通番号の届出</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>

現行	改正
<p>137 の 2. 取引の制限 (省 略)</p> <p>新 設</p> <p>新 設</p> <p>附 則 この約款は、<u>2023年7月10日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>137 の 2. 取引の制限 (1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>口座がお客さまの意思に反して利用されている可能性があるなどお客さまが犯罪被害に遭われている可能性がある</u>と当社が判断した場合、又は当社の商品・サービス等が犯罪に利用されており、お客さまの保護もしくは市場の公正性の確保のために商品・サービス等の提供を停止又は制限することが必要であると当社が判断した場合、<u>当社はお客様に通告することなく、入出金を含む取引又はサービスの提供の全部又は一部を停止又は制限することがあります。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)、(2)の取引の制限等について、お客様から合理的な説明等があった又は取引の制限等をした事由が解消されたなど、取引又はサービスの提供を停止又は制限する必要がなくなったと当社が判断した場合、当該停止又は制限を解除します。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>2026年6月30日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>